

かづのの電気（高圧）実施要綱

第1条（適用）

この実施要綱は、当社が、高圧または特別高圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、託送約款等に定める託送供給により、電気を小売りするときにおいて、電気需給約款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

第2条（定義）

①電力調達基準単価

当社における、4月1日から翌年3月31日までを期間とした仕入見込額（非化石価値購入費用を含む）を、同期間の電力供給見込量で除して算出される額

②月ごとの電力調達単価

当社における、月の初日から末日までを期間とした電力仕入額（非化石価値購入費用を含む）を、月の初日の翌日から翌月の初日までの検針で把握した、当社の電力供給量で除した額

③仕入調整単価

月ごとの電力調達単価から電力調達基準単価を差し引いた額

第3条（電気の特性）

本要綱により供給する電気は、当社が非化石証書を購入し、使用することで、実質再エネ（調整後CO₂排出係数0t-co₂/kWh）の電気とします。

第4条（基本料金）

基本料金は、託送約款等に定める接続送電サービス契約電力に、下記①及び②の合算額を乗じた額とします。

①託送約款等に定める接続送電サービス基本料金単価

②基本料金手数料単価 1kWあたり389円（消費税相当額を含む）

第5条（電力量料金）

電力量料金は、①託送従量料金、②電力調達料金、③供給手数料の合計額とします。

①託送従量料金

託送従量料金は、託送約款等に定める接続送電サービス電力量料金とします。

②電力調達料金

電力調達料金は、電力調達基準単価に電力使用量を乗じた額とします。

③供給手数料

供給手数料は、手数料単価に使用電力量を乗じた額とし、手数料単価は電気需給契約書で定めるものとします。

第6条（仕入調整額）

仕入調整額は、仕入調整単価に電力使用量を乗じた額とします。

第7条（その他の事項）

全ての料金に際し、お客さまへのご請求金額には消費税相当額が加算されてご請求されるものとします。また、本実施要綱のほか、電気需給契約書および電気需給約款に定めのない事項については、お客さまとの協議により決定することとします。

付則

この要綱は令和5年5月1日以降に検針を迎える電気料金について適用します。

この要綱は令和6年8月1日以降に検針を迎える電気料金について適用します。